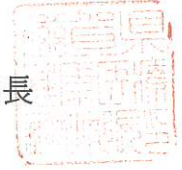


滋 健 福 政 第 6 3 4 号
滋 障 福 第 1 2 5 9 号
令和7年(2025年)6月12日

社会福祉法人グロー
理事長 久保 厚子 様

滋賀県健康医療福祉部長



信頼回復に向けた取組の確実な実施について

令和2年(2020年)11月13日に、貴法人の元理事長と貴法人を被告として東京地方裁判所に提訴された事件については、貴法人の元理事長が元職員に対して性暴力・ハラスメントという許されざる不法行為を行ったこと、貴法人にも安全配慮義務違反があったことが認定される判決が確定しました。

社会福祉法人の理事長は、公益性の高い社会福祉事業の経営に携わる理事の中から選定された者として、住民の福祉の増進に寄与するという信念を持ち、利用者のニーズや地域のニーズに耳を傾け、職員の意見を真摯に聴き、サービスの質の改善を絶えず図っていくなど、法人の使命を正しく履行する義務と責任があります。しかしながら、元理事長により重大な人権侵害が行われていたことは、極めて遺憾で、断じて許しがたく、今後、同様の事態が二度と起こることがないように改めて厳重に注意します。

貴法人では、令和7年(2025年)4月にホームページ上で「理事長就任のご挨拶」を公表され、「この深刻な反省を常に忘れず、二度とこのような事件が発生しないよう、外部委員による検証と問題点、課題、今後の対策を明らかにして、健全かつ誠実な法人運営を徹底」することや、「理事・監事・評議員などの役員体制の見直しについては、法人運営の基盤強化を図るために一新したい」と表明されています。

その取組については、以下の点に留意して確実に実施するとともに、取組の実施状況を自主的に公表して説明責任を果たすなど、法人をあげて社会的な不信を払拭し、信頼回復に取り組まれることを強く要請します。

- (1) 今般のような重大な不祥事の発生に至った原因・背景等について第三者による検証を行い、問題点や課題を整理すること。
- (2) (1)の整理を踏まえ、再発防止に向けた対策を講じること。その際、理事長をはじめとする役員および職員を対象としたハラスメントに係る規程の整備および講習の実施や、ハラスメントに係る外部評価の仕組みの導入など、実効性のあるハラスメント対策となるよう特に留意すること。

(3) 役員体制の見直しに当たっては、法人運営の透明性の向上、けん制機能の強化、法人のガバナンスの強化につながる体制とすること。

なお、取組の詳細やその実施状況については、随時、県に報告するようお願いいたします。

また、県においては、貴法人の取組の実施状況を定期的に確認し、信頼回復に向けた取組の確実な実施が確認できるまで、所轄庁としての指導監督を徹底することとし、指定管理を含む県からの委託・補助事業については、貴法人の信頼回復に向けた取組の実施状況を確認しながら執行することを申し添えます。

【担当】

滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課

電 話:077-528-3511

メール:ea00@pref.shiga.lg.jp

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課

電 話:077-528-3544

メール:ec00@pref.shiga.lg.jp